

山梨県公報

号外第二十一号

平成十五年

三月二十七日

木曜日

目次

規則

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則……………

規則

山梨県規則第五十六号

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十五年三月二十七日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則

山梨県事務決裁規則(昭和四十三年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

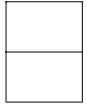
第二条第七号中「第十八条第九項」を「第十八条第十項」に改め、「、山梨県工業技術センターにあつては同条第十一項に規定する副所長(複数の場合には、その長の指定する者)」を削り、同条第八号中「総合県税事務所」の下に「及び山梨県工業技術センター」を加え、「同条第十二項」を「同条第十二項に規定する副所長、同条第十三項に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に改める。

第五条第七項中「国内の」を削る。

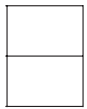
第十二条第一項中「第十八条第十項」を「第十八条第十一項」に、「同条第十二項」を「同条第十四項」に改める。

別表第一の二の項中「国内の」を削る。

別表第一の十二の項中



を



に改める。

別表第二の二の表市町村課の項中第十七号を第十九号とし、第十三号から第十六号までを二号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の二号を加える。

十三 市町村の合併の特例に関する法律(昭和四十年法律第六号)の施行に関する事務

1 第四条第二項、第四項、第八項から第十項まで、第十三項及び第十六項の規定による合併協議会設置の請求に係る報告の徴収(合併請求市町村を包括する都道府県と合併対象市町村を包括する都道府県が異なる場合に限る)。

2 第四条第二項、第四項、第八項から第十項まで、第十三項及び第十六項の規定による合併協議会設置の請求に係る報告の徴収(1に掲げるものを除く。)

3 第四条第二十項の規定による合併協議会の設置に係る通知

4 第四条の二第二項の規定による同一の内容の確認

5 第四条の二第三項の規定による設置請求の報告の徴収

6 第四条の二第四項の規定による設置請求の

企画振興部長

14	13	12	11	10	9	8	7		
第四条の第二十四	第四条の第二十三項の規定による投票結果の報告の徴収	第四条の第十八項の規定による同条第十七項に定める報告の通知	第四条の第十七項の規定による同条第十六項に定める通知に係る報告の徴収	第四条の第十二項の規定による同条第十一項後段に定める報告の有無の通知	第四条の第十一項の規定による請求を行った旨の報告の徴収	第四条の第九項の規定による審議結果等の通知	第四条の第八項の規定による議会の審議結果の報告の徴収	報告の通知	

<p>別表第二の三の表長寿社会課の項第三号3中「第九十四条及び第一百七条に規定する施設等に対する指導、並びに第八十六条に規定する施設等に対して行う介護給付費等に係る費用の請求に関する指導、また、」を「第七条第十二項に規定する通所リハビリテーション（同条第二十二項の介護老人保健施設の開設者が同一敷地内で行うものに限る。）を行う事業者等に対する指導、同条第十三項から第十六項までに規定する居宅サービス事業を行う事業者等に対する指導、同条第十九項の介護保険施設に対する指導及び」に改め、同号4中「第九十四条及び第一百七条に規定する施設等に対する指導、並びに第八十六条に規定する施設等に対して行う介護給付費等に係る費用の請求に関する指導、また、県が厚生労働省と合同で実施する指導の対象事業者等に対する指導は」を「3に掲げるものを」に改め、同号5中「指導及び監査」の下に「第七条第十二項に規定する</p>					<p>十四 市町村の合併の特例に関する法律施行令（昭和四十年政令第五十二号）の施行に関する事務</p>					<p>項の規定による投票結果の報告の通知</p>
5	4	3	2	1						
第一条の四第四項の規定による同一請求代表者証明書交付の報告の徴収	第一条の四第三項の規定による登録確認の報告の通知	第一条の四第二項の規定による登録確認の報告の徴収	第一条の三第三項の規定による返付した旨等の通知	第一条の三第二項の規定による同一の内容の確認及び返付						

通所リハビリテーション（同条第二十二項の介護老人保健施設の開設者が同一敷地内で行うものにかぎる。）を行う事業者等に対する指導及び監査、同条第十三項から第十六項までに規定する居宅サービス事業を行う事業者等に対する指導及び監査、同条第十九項の介護保険施設に対する指導及び監査並びに「を」を加え、同条6中「県が厚生労働省と合同で実施する指導の対象事業者等に対する指導及び監査」を「5に掲げるもの」に改め、同条9中「（介護給付費等に係る費用の請求に関する指導及び監査は除く。なお、県が厚生労働省と合同で実施する指導の対象施設等に対する指導及び監査においてはこの限りでない。）」を削り、同条中10を削り、11を10とし、12から19までを11から18までとし、同条20中「事業者」の下に「（第七条第十三項から第十六項までに規定する居宅サービス事業を行うものに限る。）」を加え、同条20を同条19とし、同条19の次に次のように加える。

20	第七十条の規定による居宅サービス事業者（19に掲げるものを除く。）の指定								健康 福祉 部長
----	--------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	----------------

別表第二の三の表長寿社会課の項第三号21中

を									健康福祉部長

ら28までを33から35までとし、同条25中

を「事業者」の下に「（第七条第十三項から第十六項までに規定する居宅サービス事業を行うものに限る。）」を加え、同条24を同条30とし、同条30の次に次のように加える。

									健康福祉部長

に改め、同条25を同条32とし、同条24中

31	第七十七条第一項の規定による指定居宅サービス事業者（30に掲げるものを除く。）の指定の取消し								健康 福祉 部長
----	--	--	--	--	--	--	--	--	----------------

別表第二の三の表長寿社会課の項第三号23の次に次のように加える。

24	第七十五条の規定による指定居宅サービス事業者（第七条第十三項から第十六項までに規定する居宅サービス事業を行うものに限る。）の変更等の届出								健康 福祉 部長
----	--	--	--	--	--	--	--	--	----------------

25	第七十五条の規定による指定居宅サービス事業者（24に掲げるものを除く。）の変更等の届出								健康 福祉 部長
----	---	--	--	--	--	--	--	--	----------------

26	第八十二条の規定による指定居宅介護支援事業者の変更等の届出								健康 福祉 部長
----	-------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	----------------

27	第八十九条の規定による指定介護老人福祉施設の変更の届出								
----	-----------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

28	第九十九条の規定による介護老人保健施設の変更の届出								
----	---------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

29	第一百一十一条の規定による指定介護療養型医療施設の変更の届出								
----	--------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第二の三の表障害福祉課の項第一号中18を22とし、4から17までを8から21までとし、同条3中「児童居宅生活支援事業」を「児童居宅生活支援事業等」に改め、同条3を同条7とし、同条2中「児童居宅生活支援事業」を「児童居宅生活支援事業等」に改め、同条2を同条6とし、同条1中「児童居宅生活支援事業」を「児童居宅生活支援事業等」に改め、同条1を同条5とし、同条に1から4までとして次のように加える。

1	第二十一条の十七の規定による指定居宅支援事業者の指定								
---	----------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

2	第二十一条の二十の規定による指定 居宅支援事業者の変更等の届出						
3	第二十一条の二十一第一項の規定による指定居宅支援事業者等に対する立入検査等						
4	第二十一条の二十二第一項の規定による指定居宅支援事業者の指定の取消し						

別表第二の三の表障害福祉課の項第三号中21を29とし、6から20までを14から28までとし、5の次に次のように加える。

6	第十七条の十七の規定による指定居宅支援事業者の指定						
7	第十七条の二十の規定による指定居宅支援事業者の変更等の届出						
8	第十七条の二十一第一項の規定による指定居宅支援事業者等に対する立入検査等						
9	第十七条の二十二第一項の規定による指定居宅支援事業者の指定の取消し						
10	第十七条の二十四の規定による指定居宅支援事業者等に対する立入検査等						
11	第十七条の二十七の規定による指定居宅支援事業者等に対する立入検査等						

12	第十七条の二十八第一項の規定による指定居宅支援事業者等に対する立入検査等						
13	第十七条の三十第一項の規定による指定居宅支援事業者等に対する立入検査等						

別表第二の三の表障害福祉課の項第四号1中「第一条の二第三項」を「第三条第三項」に改め、同号2中「第二条第一項」を「第五条第一項」に改め、同号3中「第二条第二項」を「第五条第二項」に改め、同号4中「第二条の二第一項」を「第六条第一項」に改め、同号5中「第二条の二第二項」を「第六条第二項」に改め、同号6中「第二条の三」を「第七条」に改め、同号7中「第四条第二項」を「第九条第二項」に改め、同号8中「第四条第四項」を「第九条第四項」に改め、同号9中「第四条第六項」を「第九条第六項」に改め、同号10中「第五条第一項」を「第十条第一項」に改め、同号11中「第五条第三項」を「第十条第三項」に改め、同号12中「第五条の三第二項」を「第十二条第二項」に改め、同号13中「第五条の八第二項」を「第二十二条第二項」に改め、同号14中「第五条の九」を「第二十三条」に改め、同号15中「第五条の十」を「第二十四条」に改め、同号16中「第八条」を「第二十八条」に改める。

別表第二の三の表障害福祉課の項第八号中6を15とし、2から5までを11から14までとし、11の次に次のように加える。

3	第十五条の十七の規定による指定居宅支援事業者の指定						
4	第十五条の二十の規定による指定居宅支援事業者の変更等の届出						
5	第十五条の二十一第一項の規定による指定居宅支援事業者等に対する立入検査等						
6	第十五条の二十二第一項の規定による指定居宅支援事業者の指定の取消し						

7	第十五条の二十四の規定による指定 知的障害者更生施設等の指定								
8	第十五条の二十七の規定による指定 知的障害者更生施設等の変更の届出								
9	第十五条の二十八第一項の規定による指定 知的障害者更生施設等の設置者等に対する立入検査等								
10	第十五条の三十第一項の規定による指定 知的障害者更生施設等の指定の取消し								

別表第二の三の表障害福祉課の項第八号中1を2とし、同号に1として次のように加える。

1	第十一条第二項の規定による知的障害者相談支援事業の委託								
---	-----------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第二の三の表障害福祉課の項に次の一号を加える。

1	第四条第二項の規定による療育手帳の交付								障害者相談所 長
2	第四条第三項の規定による療育手帳を交付しない旨の通知								障害者相談所 長
3	第七条第一項の規定による療育手帳の再交付								障害者相談所 長

4	第八条第一項の規定による居住地等の変更の届出								障害者相談所 長
5	第九条第二項の規定による療育手帳の返還命令								障害者相談所 長
6	第十一条の規定による療育手帳交付台帳の作成								障害者相談所 長

別表第二の三の表医務課の項第十四号中「看護婦等の人材確保に関する法律」を「看護師等の人材確保に関する法律」に改め、同号1及び2中「看護婦等確保推進者」を「看護師等確保推進者」に改める。

別表第二の三の表衛生薬務課の項第1号6から8までの規定中「第十九条第三項」を「第十九条第二項」に改め、同号に次のように加える。

20	第二十九条の二の規定による違反者の名称等の公表								
----	-------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第二の三の表衛生薬務課の項中第十八号を削り、第十九号を第十八号とし、第二十号から第四十三号までを一号ずつ繰り上げ、第四十四号を削り、同項第四十五号10中

動物愛護指導センター所長	を								
--------------	---	--	--	--	--	--	--	--	--

に改め、同号11中「要請」の下に、「12に掲げるものを除く。」を加え、「動物愛護指導センター所長」を「保健所長」に改め、同号中12を13とし、11の次に次のように加え、同号を同項第四十三号とする。

12	第十八条第三項の規定による市町村								動物
----	------------------	--	--	--	--	--	--	--	----

<p>9 第二十四条第三項の規定による許可を要しない危険な動物の飼養の届出事項の変更の届出</p>	<p>10 第二十六条の規定による危険な動物の飼養の許可の取消し</p>	<p>11 第二十八条第一項の規定による動物取扱業に係る飼養施設の検査</p>	<p>12 第二十八条第二項の規定による動物取扱業確認済証の交付</p>	<p>13 第三十条第一項の規定による動物取扱業確認済証の書換え交付</p>	<p>14 第三十条第二項及び第四項の規定による動物取扱業確認済証の返納</p>	<p>15 第三十条第三項の規定による動物取扱業確認済証の破損等の届出及び再交付</p>	<p>16 第三十三条第一項（第三項において準用す）</p>
<p>長 保健所</p>	<p>長 保健所</p>	<p>長 保健所</p>	<p>長 保健所</p>	<p>長 保健所</p>	<p>長 保健所</p>	<p>長 保健所</p>	<p>長 保健所</p>
<p>る場合を含む。）の規定による犬又はねこを継続して飼養することができない理由の確認（17に掲げるものを除く。）</p>	<p>17 第三十三条第一項（第三項において準用する場合を含む。）の規定による犬又はねこを継続して飼養することができない理由の確認（動物愛護指導センターにおいて引き取る場合に限る。）</p>	<p>18 第三十三条第二項の規定による日時等の指示（19に掲げるものを除く。）</p>	<p>19 第三十三条第二項の規定による日時等の指示（動物愛護指導センターにおいて引き取る場合に限る。）</p>	<p>20 第三十三条第四項の規定による所有者の判明しない犬又はねこの公示及び処分（21に掲げるものを除く。）</p>			
<p>長 保健所</p>	<p>動物愛護指導センター所長</p>	<p>長 保健所</p>	<p>動物愛護指導センター所長</p>	<p>長 保健所</p>			

21 第三十三条第四項の規定による所有者の判明しない犬又はねこの公示及び処分（動物愛護指導センターにおいて引き取った場合に限る。）	22 第三十四条第一項の規定による非係留犬等の捕獲及び抑留	23 第三十四条第二項の規定による所有者への通知及び所有者が判明しない非係留犬等の公示	24 第三十四条第三項の規定による非係留犬等の処分	25 第三十四条第四項の規定による薬物を使用する非係留犬等の捕獲及びその旨の周知	26 第三十五条第二項において準用する第三十四条第二項及び第三項の規定による治療その他必要な措置を講じた犬、ねこ等の公示及び処分
動物愛護指導センター所長	保健所長	保健所長	保健所長	保健所長	動物愛護指導センター所長

27 第三十六条第一項の規定による犬、ねこ等の譲渡	28 第三十八条第一項の規定による犬又は危険な動物による事故及び応急措置等の届出	29 第三十九条第一項、第二項及び第三項の規定による措置命令	30 第四十条第一項の規定による立入調査等	31 第四十一条第四項の規定による手数料（32に掲げるものを除く。）の減免又は免除	32 第四十一条第四項の規定による手数料（動物愛護指導センターにおいて徴収するものに限る。）の減免又は免除
動物愛護指導センター所長	保健所長	保健所長	保健所長	保健所長	動物愛護指導センター所長

別表第二の三の表健康増進課の項第二号2中「第五条」を「第五条第一項」に改め、同項第八号を削り、同項第九号1中「第一条第一項」を「第五条第一項」に、「訂正」を「書換え交付」に改め、同号2中「第一条第一項」を「第六条第一項」に改め、同号を同項第八号とし、同項中第十号を第九号とし、第十一号から第十七号までを一号ずつ繰り

上げ、同項に次の一号を加える。

十七 健康増進法の施行に関する事務						
1	第二十條第一項の規定による特定給食施設の事業開始の届出	長	保健所			
2	第二十條第二項の規定による特定給食施設の事業開始届出事項の変更等の届出	長	保健所			
3	第二十一條第一項の規定による管理栄養士を配置しなければならない特定給食施設の指定	長	保健所			
4	第二十二條の規定による特定給食施設の指導及び助言	長	保健所			
5	第二十三條第一項の規定による管理栄養士の配置又は適切な栄養管理の実施の勧告	長	保健所			
6	第二十三條第二項の規定による勧告に係る措置命令	長	保健所			
7	第二十四條第一項の規定による栄養管理の実施に係る立入検査等	長	保健所			

別表第二の四の表大気水質保全課の項に次の一号を加える。

十三 土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十二号）の施行に関する事務		
1	第四條第二項の規定による土地の調査に係る公告	
2	第五條第二項（同條第五項において準用する場合を含む。）の規定による指定区域の公示	
3	第七條第三項において準用する第四條第二項の規定による措置命令の公告	

別表第二の四の表みどり自然課の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号1中「第十一條」を「第六條」に改め、同号2中「第十二條第一項」を「第七條第一項」に改め、同号3中「第十二條第四項」を「第七條第四項」に改め、同号4中「第十三條第一項」を「第八條第一項」に改め、同号5中「第十四條第二項」を「第九條第二項」に改め、同号6中「第十五條第二項」を「第十條第二項」に改め、同号7中「第十五條第三項」を「第十條第三項」に改め、同号8中「第十七條第一項」を「第十三條第一項」に改め、同号9及び10中「第十七條第三項」を「第十三條第三項」に改め、同号11中「第十七條第五項」を「第十三條第五項」に改め、同号12中「第十七條第六項」を「第十三條第六項」に改め、同号13中「第十八條第一項」を「第十四條第一項」に改め、同号14中「第十八條第三項」を「第十四條第三項」に改め、同号15中「第十八條第五項」を「第十四條第五項」に改め、同号16中「第十八條第六項」を「第十四條第六項」に改め、同号17中「第二十條第一項」を「第二十六條第一項」に改め、同号18中「第二十二條第二項」を「第二十六條第二項」に改め、同号19中「第二十二條第四項」を「第二十六條第四項」に改め、同号20中「第二十二條第六項」を「第二十六條第六項」に改め、同号21及び22中「第二十一條の規定による」を「第二十七條の規定による行為の中止、」に改め、同号23中「第二十二條第一項」を「第二十八條第一項」に改め、同号24中「第二十二條第一項」を「第二十八條第一項」に改め、同号25及び26中「第二十二條第二項」を

「第二十八条第二項」に、「立入検査」を「立入検査等」に改め、同号27中「第二十三条」を「第二十九条」に改め、同号28を削り、同号35中「第四十七条」を「第六十七条」に改め、同号35を同号43とし、同号34中「第四十六条第一項」を「第六十六条第一項」に改め、同号34を同号42とし、同号33中「第三十九条第一項」を「第五十五条第二項」に改め、同号33を同号41とし、同号32中「第三十五条」を「第五十二条」に改め、同号32を同号40とし、同号31中「第三十二条」を「第五十条第一項」に改め、同号31を同号39とし、同号30中「第二十九条」を「第四十七条」に改め、同号30を同号38とし、同号29中「第二十八条」を「第四十六条」に改め、同号29を同号37とし、同号27の次に次のように加え、同号を同項第二号とする。

28	第三十一条第一項の規定による風景地保護協定の締結				
29	第三十一条第四項（第三十五条において準用する場合を含む。）の規定による風景地保護協定に係る同意				
30	第三十一条第五項（第三十五条において準用する場合を含む。）の規定による風景地保護協定に係る認可				
31	第三十二条第二項（第三十五条において準用する場合を含む。）の規定による風景地保護協定に対する意見書の提出				
32	第三十四条（第三十五条において準用する場合を含む。）の規定による風景地保護協定区域の公告等				
33	第三十七条第一項の規定による公園管理団体の指定				
34	第三十七条第三項の規定による公園				

35	第四十条の規定による公園管理団体に対する改善命令				
36	第四十一条第一項の規定による公園管理団体指定の取消し				

別表第二の四の表みどり自然課の項第四号1中「第八条第一項」を「第五条第一項」に改め、同号2中「第九条第一項」を「第六条第一項」に改め、同号3中「第十条第二項」を「第七条第二項」に改め、同号4中「第十一条第二項」を「第八条第二項」に改め、同号5中「第十二条第二項」を「第九条第二項」に改め、同号6中「第十二条第三項」を「第九条第三項」に改め、同号7中「第十四条」を「第十一条」に改め、同号8中「第十六条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同号9及び10中「第十六条第四項」を「第十三条第四項」に改め、同号11中「第十六条第六項」を「第十三条第六項」に改め、同号12中「第十八条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同号13中「第十八条第二項」を「第十五条第二項」に改め、同号14中「第十八条第四項」を「第十五条第四項」に改め、同号15中「第十八条第六項」を「第十五条第六項」に改め、同号16及び17中「第十九条の規定による」を「第十六条第一項の規定による行為の中止」に改め、同号18及び19中「第二十条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同号20及び21中「第二十条第二項」を「第十七条第二項」に、「立入検査」を「立入検査等」に改め、同号22中「第二十一条」を「第十八条第一項」に改め、同号23を削り、同号25中「第二十四条」を「第三十三条第一項及び第二項」に改め、同号25を同号33とし、同号24中「第二十三条」を「第三十二条第一項」に改め、同号24を同号32とし、同号22の次に次のように加え、同号を同項第三号とする。

23	第二十条第一項の規定による風景地保護協定の締結				
24	第二十条第四項（第二十四条において準用する場合を含む。）の規定による風景地保護協定に係る同意				

<p>25 第二十条第五項（第二十四条において準用する場合を含む。）の規定による風景地保護協定に係る認可</p>	<p>26 第二十一条第二項（第二十四条において準用する場合を含む。）の規定による風景地保護協定に対する意見書の提出</p>	<p>27 第二十三条（第二十四条において準用する場合を含む。）の規定による風景地保護協定区域の公示等</p>	<p>28 第二十六条第一項の規定による公園管理団体の指定</p>	<p>29 第二十六条第三項の規定による公園管理団体の変更の届出</p>	<p>30 第二十九条の規定による公園管理団体に対する改善命令</p>	<p>31 第三十条第一項の規定による公園管理団体指定の取消し</p>	<p>十 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）の施行に関する事務</p>
<p>五項、第十四条第三項、第二十八条第九項及び第二十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による山梨県環境保全審議会の意見の聴取</p>	<p>3 第四条第四項（第七条第七項において準用する場合を含む。）の規定による計画の策定及び変更の公表及び報告</p>	<p>4 第七条第一項の規定による特定鳥獣保護管理計画の策定</p>	<p>5 第七条第四項（第十二条第五項及び第十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公聴会の開催</p>	<p>6 第七条第五項の規定による特定鳥獣保護管理計画の策定及び変更に係る環境大臣への協議</p>	<p>7 第七条第六項の規定による特定鳥獣保護管理</p>	<p>1 第四条第一項の規定による鳥獣保護事業計画の策定</p> <p>2 第四条第三項（第七条第七項、第十二条第</p>	

別表第二の四の表みどり自然課の項中第五号を第四号とし、第六号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

<p>理計画の策定及び変更に係る関係地方公共団体との協議</p>	<p>8 第九条第一項の規定による鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可（9に掲げるものを除く。）</p>	<p>9 第九条第一項の規定による鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可（鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止のための鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等（以下「有害鳥獣捕獲」という。）に係るものに限り。）</p>	<p>10 第九条第七項の規定による鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可証の交付（11に掲げるものを除く。）</p>	<p>11 第九条第七項の規定による鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可証の交付（有害鳥獣捕獲に係るものに限り。）</p>						<p>林務環境部長</p>	<p>林務環境部長</p>			<p>林務環境部長</p>						
<p>12 第九条第八項の規定による従事者証の交付（13に掲げるものを除く。）</p>	<p>13 第九条第八項の規定による従事者証の交付（有害鳥獣捕獲に係るものに限り。）</p>	<p>14 第九条第九項の規定による許可証又は従事者証の再交付（15に掲げるものを除く。）</p>	<p>15 第九条第九項の規定による許可証又は従事者証の再交付（有害鳥獣捕獲に係るものに限り。）</p>	<p>16 第九条第十一項の規定による許可証又は従事者証の返納（17に掲げるものを除く。）</p>	<p>17 第九条第十一項の規定による許可証又は従事者証の返納（有害鳥獣捕獲に係るものに限り。）</p>	<p>18 第九条第十二項の規定</p>								<p>林務環境部長</p>	<p>林務環境部長</p>	<p>林務環境部長</p>	<p>林務環境部長</p>		<p>林務環境部長</p>	

32 第十五条第十一項において読み替えて準用する第九条第七項の規定による指定猟法許可証の交付	33 第十五条第十一項において読み替えて準用する第十条第二項の規定による指定猟法の許可の取消し	34 第二十二条第一項の規定による鳥獣の解放等の措置命令	35 第二十二条第二項の規定による登録の取消し	36 第二十四条第九項の規定による鳥獣の解放等の措置命令	37 第二十四条第十項の規定による許可の取消し	38 第二十八条第一項の規定による鳥獣保護区の指定	39 第二十八条第二項（同条第九項及び第二十
林務環境部長	林務環境部長	林務環境部長	林務環境部長	林務環境部長	林務環境部長		
九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による指針の策定	40 第二十八条第三項（第二十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による関係地方公共団体の意見の聴取	41 第二十八条第五項（第二十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による指針案についての意見書の提出	42 第二十八条第六項（第二十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公聴会の開催	43 第二十八条第八項の規定による鳥獣保護区の指定の解除	44 第二十九条第一項の規定による特別保護地区の指定	45 第二十九条第三項の	

51 第三十条第二項の規定による原状回復等の	50 第三十条第一項の規定による特別保護地区内での行為の実施方法についての指示	49 第二十九条第七項ただし書の規定による特別保護地区内における鳥獣の保護に支障がないと認められる行為の指定	48 第二十九条第七項の規定による特別保護地区内における行為の許可	47 第二十九条第五項において読み替えて準用する第十二条第三項の規定による特別保護地区の解除の協議	46 第二十九条第四項において読み替えて準用する第十二条第三項の規定による特別保護地区の指定の協議				規定による特別保護地区の指定の解除
林務環境部長	林務環境部長		林務環境部長						
59 第三十五条第十項の規定による承認証の返納	58 第三十五条第八項の規定による承認証の再交付	57 第三十五条第三項の規定による銃猟制限区域内における銃猟の承認	56 第三十五条第一項の規定による狩猟禁止区域又は銃猟制限区域の指定	55 第三十四条第一項の規定による休猟区の指定	54 第三十二条第一項の規定による損失の補償	53 第三十一条第一項の規定による実地調査の実施	52 第三十条第三項の規定による原状回復等の実施		命令
林務環境部長	林務環境部長	林務環境部長				林務環境部長			

60 第三十五条第十一項の規定による措置命令	61 第三十五条第十二項において読み替えて準用する第二十四条第五項の規定による承認証の交付	62 第三十五条第十二項において読み替えて準用する第二十四条第十項の規定による許可の取消し	63 第三十九条第一項の規定による狩猟免許	64 第四十一条の規定による狩猟免許試験の実施	65 第四十三条の規定による狩猟免状の交付	66 第四十六条第一項の規定による狩猟免状の記載事項の変更の届出等	67 第四十六条第二項の規定による狩猟免状の	林務環 境部長	林務環 境部長	林務環 境部長				林務環 境部長	林務環 境部長
再交付 68 第五十条第一項の規定による狩猟免許試験の受験の停止	69 第五十条第一項の規定による狩猟免許試験の合格の取消し	70 第五十条第三項の規定による狩猟免許試験の受験の禁止	71 第五十一条第一項の規定による狩猟免許の更新	72 第五十一条第二項の規定による狩猟免許更新者に対する適正試験の実施	73 第五十一条第四項の規定による狩猟免許更新者に対する講習の実施	74 第五十二条第一項の規定による狩猟免許の取消し	75 第五十二条第二項の規定による狩猟免許の			林務環 境部長	林務環 境部長	林務環 境部長	林務環 境部長		

<p>効力の停止</p>	<p>76 第五十四条の規定による狩猟免状の返納</p>	<p>77 第五十五条第一項の規定による狩猟者（78に掲げるものを除く。）の登録</p>	<p>78 第五十五条第一項の規定による狩猟者（県内居住者に限る。）の登録</p>	<p>79 第五十九条の規定による狩猟者登録の制限</p>	<p>80 第六十条の規定による狩猟者登録証及び狩猟者記章の交付（81に掲げるものを除く。）</p>	<p>81 第六十条の規定による狩猟者登録証及び狩猟者記章の交付（県内居住者に限る。）</p>	<p>82 第六十一条第一項の規定による狩猟者登録の変更登録（83に掲げるものを除く。）</p>	<p>83 第六十一条第一項の</p>	<p>林務環 境部長</p>	<p>林務環 境部長</p>	<p>林務環 境部長</p>
<p>規定による狩猟者登録の変更登録（県内居住者に限る。）</p>	<p>84 第六十一条第四項の規定による狩猟者登録の変更の届出等（85に掲げるものを除く。）</p>	<p>85 第六十一条第四項の規定による狩猟者登録の変更の届出等（県内居住者に限る。）</p>	<p>86 第六十一条第五項の規定による狩猟者登録証及び狩猟者記章の再交付（87に掲げるものを除く。）</p>	<p>87 第六十一条第五項の規定による狩猟者登録証及び狩猟者記章の再交付（県内居住者に限る。）</p>	<p>88 第六十三条の規定による狩猟者登録の抹消（89に掲げるものを除く。）</p>	<p>89 第六十三条の規定による狩猟者登録の抹消（県内居住者に限る。）</p>	<p>林務環 境部長</p>	<p>林務環 境部長</p>	<p>林務環 境部長</p>	<p>林務環 境部長</p>	

<p>90 第六十四条の規定による狩猟者登録の取消し及び効力の停止（91に掲げるものを除く。）</p>		<p>91 第六十四条の規定による狩猟者登録の取消し及び効力の停止（県内居住者に限る。）</p>	<p>92 第六十五条の規定による狩猟者登録証及び狩猟者記章の返納（93に掲げるものを除く。）</p>	<p>93 第六十五条の規定による狩猟者登録証及び狩猟者記章の返納（県内居住者に限る。）</p>	<p>94 第六十六条の規定による報告の徴収（95に掲げるものを除く。）</p>	<p>95 第六十六条の規定による報告の徴収（県内居住者に限る。）</p>	<p>96 第六十七条第一項の規定による狩猟者登録</p>
		<p>林務環境部長</p>		<p>林務環境部長</p>		<p>林務環境部長</p>	
<p>の通知</p> <p>97 第六十七条第二項の規定による狩猟免許の取消し等の通知</p>		<p>98 第六十八条第一項の規定による猟区の管理についての認可</p>	<p>99 第七十一条第一項の規定による猟区管理規程の変更又は猟区の廃止の認可</p>	<p>100 第七十二条第一項の規定による猟区の認可の取消し</p>	<p>101 第七十三条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定による山梨県環境保全審議会の意見の聴取及び猟区の維持管理に関する事務の委託</p>	<p>102 第七十五条第一項の規定による報告の徴収（103に掲げるものを除く。）</p>	<p>103 第七十五条第一項の規定による報告の徴収</p>

	<p>(第九條第一項の許可を受けた者(有害鳥獣捕獲に限る。)、特別保護地区内で行為をした者、狩猟免許を受けた者及び県内居住者で狩猟者登録を受けた者からのものに限る。)</p>		林務環境部長
<p>104 第七十五条第二項の規定による立入検査等</p>			林務環境部長
<p>105 第七十五条第三項の規定による立入検査</p>			林務環境部長
<p>106 第七十六条の規定による司法警察員に係る協議及び指名</p>			
<p>107 第七十八条第一項の規定による鳥獣保護員の設置</p>			
<p>108 第七十九条第二項の規定による市町村が処理する事務に関する指示</p>			

別表第二の四の表果樹園芸課の項第九号1を削り、同号2中「第七条第一項」を「第四条第二項」に改め、同号2を同号1とし、同号3中「第八条第二項」を「第五条第二項」に改め、同号3を同号2とする。

別表第二の五の表農工総務課の項第二号中「鉱山法」を「鉱業法」に改める。
別表第二の五の表職業能力開発課の項第三号19を削り、同号28中「第百二条」を「第九十八条」に、「27」を「28」に改め、同号28を同号29とし、同号27中「第百二条」を

「第九十八条」に改め、同号27を同号28とし、同号26中「第九十四条第一項」を「第九十条第一項」に改め、同号26を同号27とし、同号25中「第九十四条第一項」を「第九十条第一項」に改め、同号25を同号26とし、同号24中「第九十四条第一項」を「第九十条第一項」に改め、同号24を同号25とし、同号23中「第九十四条第一項」を「第九十条第一項」に改め、同号23を同号24とし、同号22中「第九十四条第一項」を「第九十条第一項」に改め、同号22を同号23とし、同号21中「第九十四条第一項」を「第九十条第一項」に改め、同号21を同号22とし、同号20中「第九十四条第一項」を「第九十条第一項」に改め、同号20を同号21とし、同号12から同号18までを同号14から同号20までとし、同号11の次に次のように加える。

<p>12 第三十条第五項の規定による職業訓練指導員試験の免除(産業技術短期大 学校に係るものに限る。)</p>		産業技術短期大学 校長
<p>13 第三十条第五項の規定による職業訓練指導員試験の免除(12に掲げるものを除く。)</p>		高等技術専門学校 校長

別表第二の五の表職業能力開発課の項第四号中11を12とし、10を11とし、9の次に次のように加える。

<p>10 第六十八条の二第二項及び第二項の規定による合格証書の交付</p>		
--	--	--

別表第二の六の表果樹園芸課の項中「果樹園芸課」を「果樹食品流通課」に改め、同項第一号6中「除く。」を「除き、一以上の地域振興局にわたる場合に限る。」に改め、同号9中「除く。」を「除き、二以上の地域振興局にわたる場合に限る。」に改め、同号9を同号12とし、同号8中「除く。」を「除き、二以上の地域振興局にわたる場合に

限る。」に改め、同号8を同号10とし、同号10の次に次のように加える。

11 第二十一条第一項の規定による申出の受理（10に掲げるもの（米の表示に關するものを除く。）を除く。）	農務 部長
--	----------

別表第二の六の表果樹食品流通課の項第一号7中「除く。」を「除き、二以上の地域振興局にわたる場合に限る。」に改め、同号7を同号8とし、同号8の次に次のように加える。

9 第二十条第一項及び第二項の規定による報告の徴収及び立入検査（8に掲げるもの（米の表示に關するものを除く。）を除く。）	農務 部長
--	----------

別表第二の六の表果樹食品流通課の項第一号6の次に次のように加える。

7 第十九条の九第一項及び第二項の規定による製造業者及び販売業者に対する指示（6に掲げるもの（米の表示に關するものを除く。）を除く。）	農務 部長
---	----------

別表第二の六の表果樹食品流通課の項第一号に次のように加える。

13 第二十一条第二項の規定による申出に対する調査（12に掲げるもの（米の表示に關するものを除く。）を除く。）	農務 部長
---	----------

別表第二の六の表果樹食品流通課の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第二の六の表畜産課の項第六号中6を削り、7を6とし、同項第七号6中「第二十一条第六項」を「第二十一条第七項」に改め、同項に次の一号を加える。

29 牛海綿状脳症対策特別措置法の施行に關する事務	第六条第一項の規定による死亡した牛の届出	家畜保 衛生 所長
---------------------------	----------------------	-----------------

別表第二の六の表農業技術課の項第一号1中「農薬販売業」を「農薬販売者」に改め、同号2中「農薬販売業の届出」を「農薬販売者の変更の届出」に改め、同号3中「第十二条の五」を「第十二条の三」に、「作物残留性農薬使用指導者」を「農薬使用指導者」に改め、同号7を次のように改める。

7 第十三条の三の規定により知事の権限とされる第十四条第二項の規定による農薬の販売の制限及び禁止		
--	--	--

別表第二の六の表農業技術課の項第一号8を削り、同号9中「農薬販売業者」を「農薬販売者」に改め、同号9を同号8とする。

別表第二の六の表農業技術課の項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十六号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

	1 第五条第一項の規定による貸付資格の認定	農務 部長
	2 第七条の規定による貸付けの決定及び通知	農務 部長
	3 第八条第一項の規定による借用証書の提出	農務 部長
	4 第九条の規定による事業完了の届出	農務 部長
	5 第十二条の規定による支払猶予の決定	農務 部長
	6 第十四条の規定による	農務 部長

十六 山梨県農業改良資金貸付規則（平成十四年山梨県規則第四十九号）の施行に關する事務

る報告の徴収及び検査

長

別表第二の七の表用地課の項第五号中21を22とし、11から20までを12から21までとし、10の次に次のように加える。

11 第二十五条の二第二項（第三百二十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による審議会等の意見の聴取

別表第二の七の表治水課の項第七号1中「及び高規格堤防特別地域の指定」を、「高規格堤防特別地域及び樹林帯区域の指定、変更及び廃止」に改め、同号中52を53とし、同号51中「50」を「51」に改め、同号51を同号52とし、同号50を同号51とし、同号49の次に次のように加える。

50 第九十二条の規定による廃川敷地等と新たに河川区域となる土地との交換

別表第二の七の表治水課の項第八号を次のように改める。

八 河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）の施行に関する事務

1 第十六条の五の規定による汚水の排出の届出	建設部長
2 第四十九条の規定による廃川敷地等の公示	

別表第二の七の表砂防課の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

別表第二の七の表住宅課の項に次の一号を加える。

十二 マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律）

1 第九条第一項の規定による組合設立の認可

第七十八号）の施行に関する事務

2 第十一条第一項の規定による事業計画の縦覧

3 第十一条第三項の規定による意見書に係る修正命令及び通知

4 第十四条第一項の規定による組合設立認可の公告等

5 第二十五条の規定による理事長の氏名等の届出及び公告

6 第三十四条第一項の規定による定款又は事業計画の変更の認可

7 第三十八条第四項の規定による組合解散の認可

8 第三十八条第六項の規定による設立認可の取消し又は解散認可の公告

9 第四十二条の規定による決算報告の承認

10 第四十五条第一項の規定による建替事業の

11 第四十九条第一項の規定による建替事業の施行認可の公告等														
12 第五十条第一項の規定による基準又は規約及び事業計画の変更の認可														
13 第五十一条第三項の規定による規約の認可														
14 第五十一条第七項の規定による施行者等の氏名等の公告														
15 第五十三条第一項の規定による審査委員の承認														
16 第五十四条第一項の規定による建替事業の廃止及び終了の認可														
17 第五十七条第一項後段（第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による権利変換計画の認可														
18 第九十七条の規定による建替事業に係る報														

19 第九十八条の規定による組合に対する検査、措置命令、認可の取消し等																		
20 第九十九条第一項の規定による個人施行者の施行する事業等の違反に対する措置命令																		
21 第九十九条第二項の規定による個人施行者の事業の認可の取消しの公告																		
22 第九十九条第三項の規定による認可取消しの公告																		
23 第一百一条の規定による技術的援助の請求																		
24 第一百二条第三項の規定による建替え勧告の協議																		
25 第一百二条第四項の規定による建替え勧告の通知																		
26 第一百五条第二項の規定による賃借人居住安定計画認定の同意																		

27 第六十六条第二項の規定による賃借人居住安定計画の認定の通知	28 第百四十四条第二項（第百十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による転出区分所有者居住安定計画の認定の通知						
----------------------------------	---	--	--	--	--	--	--

別表第二の七の表建築指導課の項第一号2中「及び第七号」を、「第七号及び第十二号」に改め、同項第二号58中「第五十二条第一項」を「第五十二条第二項」に、「を定める」を「及びその乗じる」に改め、同号62を削り、同号61中「第五十二条第八項」を「第五十二条第十項」に改め、同号61を同号62とし、同号60中「第五十二条第七項」を「第五十二条第九項」に改め、同号60を同号61とし、同号58の次に次のように加える。

59 第五十二条第七項の規定による区域及び数値の指定							
----------------------------	--	--	--	--	--	--	--

別表第二の七の表建築指導課の項第一号63中「第五十二条第十一項」を「第五十二条第十三項」に改め、同号66中「第五十三条第一項第四号」を「第五十三条第一項第六号」に改め、同号69中「第五十四条の二第一項第二号」を「第五十三条の二第一項」に改め、同号中78から81までを削り、77を78とし、70から76までを71から77までとし、69の次に次のように加える。

70 第五十六条第一項の規定による区域の指定							
------------------------	--	--	--	--	--	--	--

別表第二の七の表建築指導課の項第二号82中「第六十八条の四第一項」を「第六十八条の三第一項」に、「住宅地高度利用地区計画区域」を「再開発等促進区等」に改め、同号82を同号79とし、同号83中「第六十八条の四第二項」を「第六十八条の三第二項」に、「住宅地高度利用地区計画区域」を「再開発等促進区等」に改め、同号83を同号80

とし、同号84中「第六十八条の四第三項」を「第六十八条の三第三項」に、「住宅地高度利用地区計画区域」を「再開発等促進区等」に改め、同号84を同号81とし、同号85中「第六十八条の四第四項」を「第六十八条の三第四項」に、「住宅地高度利用地区計画区域」を「再開発等促進区等」に改め、同号85を同号82とし、同号82の次に次のように加える。

83 第六十八条の四の規定による容積率の例外的認定							
84 第六十八条の五の二第二項の規定による高さの例外的許可							

別表第二の七の表建築指導課の項第一号86中「第六十八条の五第一項」を「第六十八条の五の四第一項」に改め、「再開発地区計画区域内の」を削り、同号86を同号85とし、同号87中「第六十八条の五第二項」を「第六十八条の五の四第二項」に改め、「再開発地区計画内の」を削り、「許可」を「認定」に改め、同号87を同号86とし、同号86の次に次のように加える。

87 第六十八条の五の五の規定による建ぺい率の例外的認定							
------------------------------	--	--	--	--	--	--	--

別表第二の七の表建築指導課の項第一号中119を124とし、118を123とし、117を122とし、116を120とし、120の次に次のように加える。

121 第八十六条の五第三項の規定による総合的設計の許可の取消し							
----------------------------------	--	--	--	--	--	--	--

別表第二の七の表建築指導課の項第一号115中「建築物以外」を「認定建築物以外」に改め、同号115を同号117とし、同号117の次に次のように加える。

118 第八十六条の二第二項の規定による総合的な設計による同一敷地内の認定建築物以外の建築物の建築の許可							
--	--	--	--	--	--	--	--

119 第八十六条の二第三項の規定による総合的な設計による同一敷地内の許可建築物以外の建築物の建築の許可

別表第二の七の表建築指導課の項第一号中114の次に次のように加える。

115 第八十六条第三項の規定による総合的設計の許可

116 第八十六条第四項の規定による総合的設計の許可

別表第二の七の表建築指導課の項第一号に次のように加える。

125 別表第三備考三の区域の指定

別表第二の七の表建築指導課の項第十九号を第二十号とし、第十二号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）の施行に関する事務	1 第十五条第一項の規定による建築物の設計及び施工に係る指導及び助言（2に掲げるものを除く。）								
	2 第十五条第一項の規定による建築物の設計及び施工に係る指導及び助言（規則第二条の二第一項第一号から第三号までに掲げるものに限る。）								
	3 第十五条の二第一項								
									建設部長

の規定による特定建築物のエネルギーの効率的利用に関する届出

4 第十五条の二第二項の規定による特定建築物のエネルギーの効率的利用に関する届出事項の変更の指示

5 第十五条の二第三項の規定による指示に従わない旨の公表

6 第二十五条第四項の規定による特定建築物の設計及び施工に関する報告の徴収及び立入検査

附則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、別表第二の三の表衛生薬務課の項第十八号を削る規定及び同項に四号を加える規定（第六十二号を加える部分に限る。）並びに同表健康増進課の項第八号を削る規定及び同項に一号を加える規定は同年五月一日から、別表第二の四の表みどり自然課の項第一号を削る規定及び同項に一号を加える規定は同年四月十六日から施行する。